

令和 8 年安曇野市議会 9 月定例会追加 提案説明書

— 目次 —

議案第 93 号	1
議案第 94 号	2
議案第 95 号	3
議案第 96 号	4
議案第 97 号	5
議案第 98 号	6
議案第 99 号	7
議案第 100 号	8
議案第 101 号	9
議案第 102 号	10
議案第 103 号	11
議案第 104 号	12
議案第 105 号	13

議案第 93 号

令和 8 年度 安曇野市一般会計補正予算（第 3 号）について

（補正予算の要旨）

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 億 1,000 万円を追加し、510 億 3,800 万円とします。

8 月 8 日に黒川沢で発生した土石流による堆積土砂の撤去工事に必要な経費の計上、及び公の施設の指定管理に伴う債務負担行為の補正をお願いするものです。

安曇野市一般会計補正予算書（第 3 号）により説明します。

3 ページの「第 1 表 歳入歳出予算補正」の歳入となります。

（事項別明細書は 13 ページからとなります。）

15 款 国庫支出金は、2 億円の増額です。

2 項 国庫補助金で、土石流で罹災した黒川沢の土砂撤去工事に係る国庫補助金として「公共土木施設災害復旧事業補助金」の計上です。

19 款 繰入金は、1,000 万円の増額です。

2 項 基金繰入金で、財源調整による「財政調整基金繰入金」の増額です。

22 款 市債は、1 億円の増額です。

1 項 市債で、土石流で罹災した黒川沢の土砂撤去工事に伴う「河川災害復旧事業債（補助）」の計上です。

以上が歳入の概要です。

続きまして 4 ページの歳出です。

（事項別明細書は予算説明書の 15 ページからとなります。）

11 款 災害復旧費は、3 億 1,000 万円の増額です。

1 項 土木施設災害復旧費で、土石流で罹災した黒川沢の土砂撤去工事費等として「災害復旧事業」の計上です。

以上が歳出の概要です。

続いて 5 ページの「第 2 表 債務負担行為補正」です。

追加 7 件で、公の施設の指定管理に係るもので、指定管理期間が複数年となるものについて補正するものです。

続いて 6 ページの「第 3 表 地方債補正」です。

追加 1 件で、黒川沢の土砂撤去工事に係るものです。

なお、地方債現在高の見込み等については、予算説明書 17 ページをご覧ください。説明は、以上です。

議案第 94 号

公の施設の指定管理者の指定について（安曇野市三郷畜産活性化施設）

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 施設の名称 安曇野市三郷畜産活性化施設
- 2 指定管理者の住所及び名称
安曇野市豊科 5565 番地 4
株式会社 綿半三原商店
代表取締役社長 北沢 智洋
- 3 指定の期間 令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日まで （5 年間）

当該施設については、本年度末をもって指定管理期間が終了しますが、施設を今後も管理運営していくため、非公募により引き続き「株式会社綿半三原商店」を指定管理者として指定するものです。

説明は、以上です。

議案第 95 号

公の施設の指定管理者の指定について（安曇野市明科農産物加工交流施設）

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 施設の名称 安曇野市明科農産物加工交流施設
- 2 指定管理者の住所及び名称
安曇野市明科七貴 9334 番地 1
安曇野あかしの農産物加工交流ひろば組合 Ebeya（えべや）
代表 平林 千代
- 3 指定の期間 令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日まで（5 年間）

当該施設については、本年度末をもって指定管理期間が終了しますが、施設を今後も管理運営していくため、非公募により引き続き「安曇野あかしの農産物加工交流ひろば組合 Ebeya」を指定管理者として指定するものです。

説明は、以上です。

議案第 96 号

公の施設の指定管理者の指定について（安曇野しゃくなげの湯）

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 施設の名称 安曇野しゃくなげの湯
- 2 指定管理者の住所及び名称
静岡県静岡市葵区千代田 7 丁目 1 番 29 号
株式会社 ユアーズ静岡
代表取締役 高田 学
- 3 指定の期間 令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日まで（5 年間）

当該施設の指定管理期間が本年度末をもって終了するため、安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第 2 条の規定により公募で指定管理者を選定し、引き続き「株式会社 ユアーズ静岡」を指定管理者として指定するものです。

説明は以上です。

議案第 97 号

公の施設の指定管理者の指定について（安曇野市自然体験交流センター）

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 施設の名称 安曇野市自然体験交流センター
- 2 指定管理者の住所及び名称
安曇野市明科中川手 3951 番地 1
一般社団法人フィールドユニオン長野
代表理事 安藤 太郎
- 3 指定の期間 令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日まで（5 年間）

当該施設の指定管理期間が本年度末をもって終了するため、安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第 2 条の規定により公募で指定管理者を選定し、新たに「一般社団法人フィールドユニオン長野」を指定管理者として指定するものです。

説明は、以上です。

議案第 98 号

公の施設の指定管理者の指定期間の変更について（安曇野市有明荘）

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり指定管理者の指定の期間を変更したいので、議会の議決を求める。

記

1 施設の名称 安曇野市有明荘

2 指定管理者の住所及び名称

安曇野市穂高有明 1326 番地
株式会社 燕山荘
代表取締役 赤沼 健至

3 指定期間の変更

「平成 28 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで」を「平成 28 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで」に変更するものです。

当該施設の民間譲渡を進めるにあたり、施設設備の設置に不測の期間を要したこと及び事業者の選定方法・期間の再検討が必要となったため、指定管理者の指定の期間を変更・延長するものです。

説明は、以上です。

議案第 99 号

公の施設の指定管理者の指定について (安曇野市豊科南部総合公園 (安曇野市総合体育館含む))

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 施設の名称 安曇野市豊科南部総合公園 (安曇野市総合体育館含む)
- 2 指定管理者の住所及び名称
東京都江東区大島一丁目 9 番 8 号
フクシ・A & S 共同事業体
代表者名 東京都江東区大島一丁目 9 番 8 号
株式会社フクシ・エンタープライズ
代表取締役 福士 朝尋
- 3 指定の期間 令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日まで (5 年間)

当該施設の指定管理期間が本年度末をもって終了するため、安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第 2 条の規定により公募で指定管理者を選定し、新たに「フクシ・A & S 共同事業体」を指定管理者として指定するものです。

説明は、以上です。

議案第 100 号

公の施設の指定管理者の指定について（安曇野市権現宮マレットゴルフ場）

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 施設の名称 安曇野市穂高権現宮マレットゴルフ場
- 2 指定管理者の住所及び名称
安曇野市穂高 8425 番地 1
穂高マレットゴルフ協会
会長 佐藤 喜四郎
- 3 指定の期間 令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日まで（5 年間）

当該施設の指定管理期間が本年度末をもって終了するため、安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第 5 条の規定により非公募で指定管理者を選定し、引き続き「穂高マレットゴルフ協会」を指定管理者として指定するものです。

説明は、以上です。

議案第 101 号

公の施設の指定管理者の指定について（安曇野市穂高立足マレットゴルフ場）

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 施設の名称 安曇野市穂高立足マレットゴルフ場
- 2 指定管理者の住所及び名称
安曇野市穂高有明 5734 番地 10
立足マレットゴルフ同好会
会長 松井 永弘
- 3 指定の期間 令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日（5 年間）

当該施設の指定管理期間が本年度末をもって終了するため、安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第 5 条の規定により非公募で指定管理者を選定し、引き続き「立足マレットゴルフ同好会」を指定管理者として指定するものです。

説明は、以上です。

議案第 102 号

公の施設の指定管理者の指定について（安曇野市三郷黒沢マレットゴルフ場）

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 施設の名称 安曇野市三郷黒沢マレットゴルフ場
- 2 指定管理者の住所及び名称
安曇野市三郷温 4372 番地 51
三郷マレットゴルフ協会
会長 倉科 清富
- 3 指定の期間 令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日まで（5 年間）

当該施設の指定管理期間が本年度末をもって終了するため、安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第 5 条の規定により非公募で指定管理者を選定し、引き続き「三郷マレットゴルフ協会」を指定管理者として指定するものです。

説明は、以上です。

議案第 103 号

公の施設の指定管理者の指定について（安曇野市豊科水辺公園マレットゴルフ場及び安曇野市豊科水辺マレットノース 18))

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 施設の名称 安曇野市豊科水辺公園マレットゴルフ場
安曇野市豊科水辺マレットノース 18
- 2 指定管理者の住所及び名称
安曇野市豊科 4586 番地 18
豊科マレットゴルフ協会
会長 金子 忠光
- 3 指定の期間 令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日まで（5 年間）

当該施設の指定管理期間が本年度末をもって終了するため、安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第 5 条の規定により非公募で指定管理者を選定し、引き続き「豊科マレットゴルフ協会」を指定管理者として指定するものです。

説明は、以上です。

議案第 104 号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

現固定資産評価審査委員会委員の太田 稔（おおた みのる）氏が本年 11 月 8 日で任期満了となるため、地方税法第 423 条第 3 項の規定により、西村 康正（にしむら やすまさ）氏を固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、議会の同意を求めるものです。

任期は令和 8 年 11 月 9 日から令和 11 年 11 月 8 日まで（3 年間）

説明は、以上です。

議案第 105 号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

現人権擁護委員の望月 静美（もちづき しずみ）氏、平井 晶子（ひらい あきこ）氏、二木 由美（ふたつぎ ゆみ）氏、宮田 普美（みやた ふみ）氏、佐原 悦司（さはら えつじ）氏が本年 12 月 31 日で任期満了となるため、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、望月 静美（もちづき しずみ）氏、平井 晶子（ひらい あきこ）氏、二木 由美（ふたつぎ ゆみ）氏を再任として、また、平倉 秀一（ひらくら しゅういち）氏、中野 道夫（なかの みちお）氏を新任として人権擁護委員に推薦することについて、議会の意見を求めるものです。

任期は令和 9 年 1 月 1 日から令和 11 年 12 月 31 日まで（3 年間）

説明は、以上です。